

環境法規制の解説



2010年9月 現在

西村経営支援事務所

この章では、**一般的な**企業が、ISO14001に適合するために考慮しなければならない主要な法規制を解説します。

特殊な業種では、他に考慮を欠いてはならない法律もあるでしょう。

ISO14001 4.3.2項

- 組織の環境側面に関係して適用可能な
法的要求事項
組織が同意する その他の要求事項
を特定し、参照する。
- それらの要求事項を組織の環境側面に
どのように適用するかを決定する。

ISO14001 4.3.2項では

組織の環境側面に関係して適用可能な 法的要求事項、 組織が同意する その他の要求事項を特定し、参照する。

それらの要求事項を組織の環境側面にどのように適用するかを決定する。

としています。

法的要求事項の範囲

- 国際条約
- 法律
国会の議決を経て制定される。
- 政令・省令
議決不要で、内閣・大臣名で発令される。
- 告示、通達、基準、命令他
- 条例、地方令、等
条例には地方議会の議決が必要。
地方令は地方の政令の様なもの。

法的要求には、国際条約、法律、政令・省令、告示、通達、基準、条例などがあります。

国際条約：

ゴミの国際移動を禁止したバーゼル条約、オゾン層保護を目的としたウィーン条約、希少生物の国際取引を規制したワシントン条約等が有名です。批准後、国内法が整備されます。

法律：

典型 7 公害を対象とした法律類のほかにも様々な環境関連法があります。

政令・省令：

法律は、内容の一部を修正するときに国会決議を必要とするため、修正に時間がかかります。規制の内容の詳細は、各省庁の定め〇〇法施行令、〇〇法施行規則等のような政令・省令に定められて、迅速に修正できるような配慮がなされます。

したがって、法律の内容を理解するときには、少なくとも施行令、施行規則の政令・省令を併せないと理解できません。これらは、通常 法的拘束力を持っています。

告示、通達、他：

これらは本来、省庁内で「～するように指導すること」、または中央官庁から地方自治体へ「～すること」といった政府内文書であり、法的拘束力を持たないが、許認可権を通じる等して実際に拘束力を発揮されることが多い。

条例：

都道府県又は市町村が域内を対象に定める規定で、法的拘束力を持っています。ISO14001上では、法律と同じ重みを持っています。

日本が批准した主な条約

✎ 京都議定書	地球温暖化防止
✎ コペンハーゲン協定	地球温暖化防止
✎ ウィーン条約	オゾン層の保護
✎ スtockホルム条約	残留性有機汚染物質
✎ ソフィア議定書	酸性雨対策
✎ ロンドン条約	海洋汚染の防止
✎ バーゼル条約	廃棄物の国際移動禁止
✎ ラムサール条約	生物多様性の保護
✎ ワシントン条約	野生動物種の国際取引

更に（今後の国際条約の予定）

✎ '10年10月 COP10(名古屋)	生物多様性条約国会議
----------------------	------------

地球温暖化防止

92年 気候変動に関する国連枠組条約が締結され、97年には京都議定書により具体的な目標が固まりました。対象物質はCO₂の他メタン、N₂O、HFC、PFC、SF₆で、これらの排出量を、1990年比で各国目標まで、2012年までに削減しようというものである。

09年12月コペンハーゲンにおいて、京都議定書の後を受けてCOP15が開催され、地球温暖化交渉の歴史で初めて、中国やブラジル、インド、インドネシア、モルジブなどの途上国が経済成長から温室効果ガスの排出を切り離す(デカップリング)する意志を表明。協定の内容は、世界的な気温の上昇を、産業革命前から2℃以内に抑えることも盛り込まれたが、2050年までの排出削減目標は記載されなかった。また、アメリカを含む先進国は、2010年1月31日までに、2020年までの排出削減目標を提示する。さらに、途上国の地球温暖化防止策や適応策等を支援するため、先進国から2010～2012年間に新たに300億ドル、さらに2020年までに年間1000億ドルを確保することも盛り込まれた。

しかし、この協定は一部の国の反対で決議に至らず、協定に「留意する」という表現に留まった。

オゾン層保護

85年ウィーン条約－87年モントリオール議定書により95年末までにCFC、ハロン、四塩化炭素、11-トリクロロエタン、HBFCは先進国での生産と国際移動が全廃された。今後、途上国での廃止、HCFC、臭化メチルの廃止に向け、スケジュールが進行される。

残留性有機汚染物質

01年ストックホルム条約－PCB、DDTなどの有害化学物質の製造、使用の禁止、排出の削減。

酸性雨－79年長距離越境大気汚染条約－85年ヘルシンキ議定書－88年ソフィア議定書らによりSO_x、NO_x等の排出が規制されている。

海洋汚染防止

72年ロンドン条約により廃棄物の海洋投棄が禁止されてきたところだが、90年油による汚染にかかる準備、対応及び協力にかかる国際条約(OPRC条約)、96年ロンドン条約議定書により内容の強化・整備が進められた。

廃棄物の国際移動禁止

89年バーゼル条約により特に先進国から途上国への移動が禁止された。

生物多様性の保護

71年特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約(ラムサール条約)

73年絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約(ワシントン条約)

92年リオサミットにおいて、特定の行為や特定の生息地のみを対象とするのではなく、野生生物保護の枠組みを広げ、地球上の生物の多様性を包括的に保全することを目的にした「生物多様性条約」が締結された。

10年10月名古屋でCOP10(生物多様性条約第10回締約国会議)が開催され、2010年までの目標の成果を確認するとともに、新しい目標の採択が検討される。

環境関連法

－ 環境一般

環境基本法、都道府県・自治体環境基本条例

－ 公害関連法

大気汚染防止法、水質汚濁防止法、等

－ 土地利用関連法

－ 地球環境関連法

－ 循環型社会形成関連法

－ 自然保護関連法

－ 化学物質関連法

－ 危険物関連法

環境一般：

それぞれの環境法令の枠組みを決めるのが環境基本法であり、基本的な考え方が述べられている。環境基本法の下位にあって、更に個々の環境法規制の枠組みを決める法律として公害防止法、循環型社会形成法、生物多様性基本法などがある。

公害関連法：

大気汚染防止法、悪臭防止法、水質汚濁防止法、下水道法、浄化槽法、騒音規制法、振動規制法、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律、土壌汚染に係る環境基準、工業用水法、建物用地下水の採取の規制に関する法律、公害防止組織整備法、道路運送車両法、自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法、ダイオキシン類特別措置法 等

土地利用関連法：

都市計画法、工場立地法、大規模小売店立地法 等

地球環境関連法：

地球温暖化対策推進法、省エネ法、オゾン層保護法、フロン回収法、環境配慮契約法

循環型社会形成関連法：

循環型社会形成法、廃棄物処理法、リサイクル法、各種個別リサイクル法 グリーン調達法

自然保護関連法：

生物多様性基本法、自然環境保全法、自然公園法、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律、自然再生推進法 等

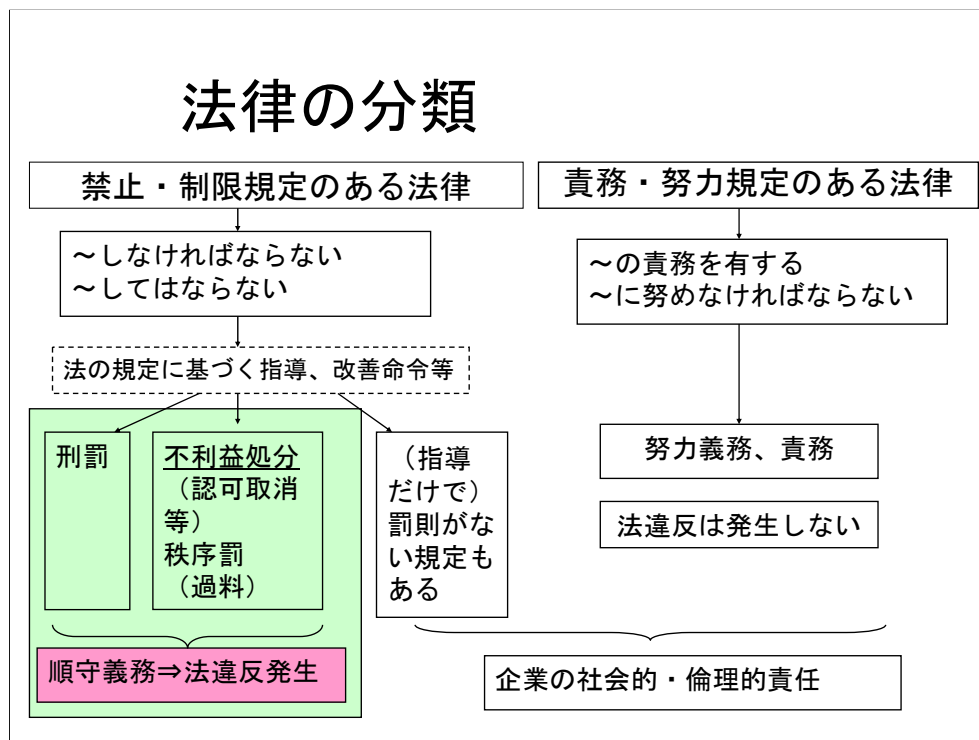
化学物質関連法：

化審法、毒劇物取締法、PRTR法、農薬取締法、薬事法、（ダイオキシン類特別措置法） 等

危険物関連法：

消防法、高圧ガス取締法、労働安全衛生法

その他：環境影響評価法、環境活動・教育促進法 等



法律には「禁止・制限規定のある法律」と「責務・努力規定がある法律」があります。

順守しなければならない環境法規制とは順守義務のある法律のことです。

言い換えれば法違反があった場合、罰せられる条項のことです。

順守義務のある法律以外に、組織が同意するその他の要求事項も特定する必要があります。

(詳細は、「その他の要求事項」の項参照)

禁止・制限規定のある法律

罰則: 2タイプある

～しなければならない

～してはならない

直罰

水質汚濁防止法	排水規制基準違反⇒直罰、両罰規定
大気汚染防止法	排出規制基準違反⇒直罰、両罰規定
廃棄物処理法	業・施設の許可違反、不法投棄、不法焼却⇒直罰、両罰規定
高圧ガス保安法	許可なく製造⇒直罰、両罰規定
消防法	危険物の漏洩、流出により火災の危険⇒直罰、両罰規定
毒物劇物取締法	許可なく製造⇒直罰、両罰規定
労働安全衛生法	許可なく製造、事業者の講ずべき処置⇒直罰、両罰規定
PRTR法	届出せず、又は虚偽の報告をしたものに過料
防火予防条例	危険物の保管義務及び数量違反⇒直罰

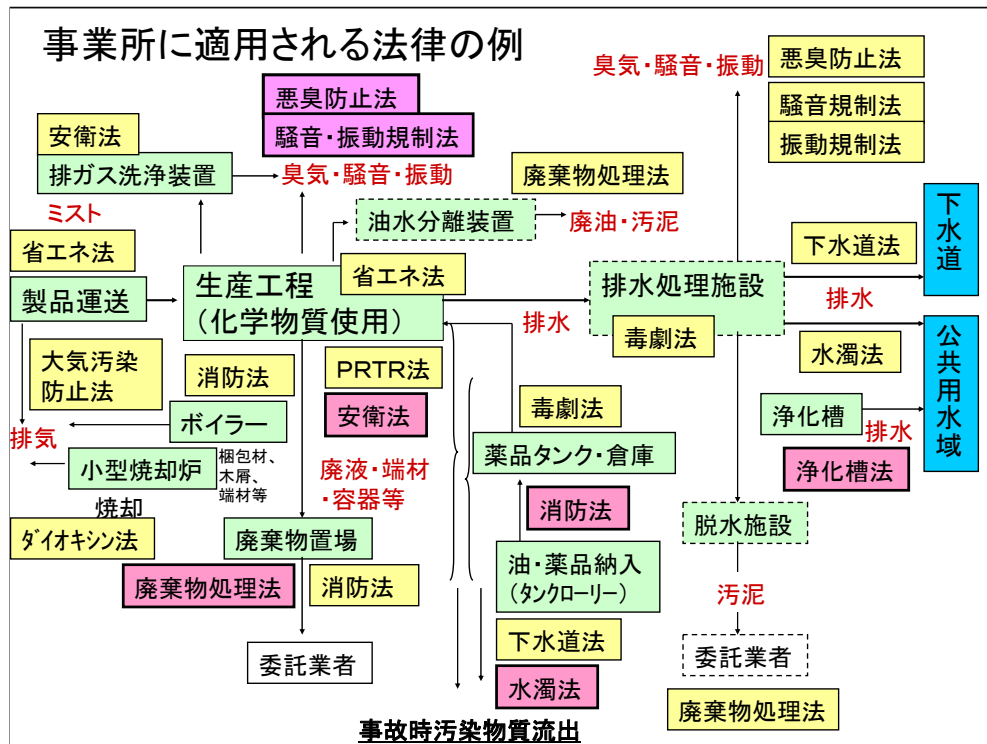
間接

騒音規制法	} 規制基準違反⇒生活環境損なわれる⇒勧告、改善命令 ⇒命令違反に罰則
振動規制法	
省エネルギー法	判定基準に照らして著しく不十分⇒命令⇒命令違反に罰則
改正リサイクル法	判定基準に照らして著しく不十分⇒命令 ⇒命令違反に罰則

罰則条項がある法律には、直罰と間接罰があります。

直罰規定とは、改善命令等を経ずに直ちに罰則が適用される規定です。

両罰規定とは、法人と個人の両方が罰せられる規定です。



これは、製造事業者によって適用される環境法規制の例です。

特定施設や特定事業所の指定は事業規模により基準が定められている場合が多い。

正確には業務内容によって変わりますが、一般的に大きな事業所では、この殆どが該当すると思われますが、小さな事業所ではピンク色の範囲程度になるでしょう。

典型7公害＋1

- ☠ 大気汚染
- ☠ 水質汚染
- ☠ 土壌汚染
- ☠ 騒音
- ☠ 振動
- ☠ 悪臭
- ☠ 地盤沈下
- ☠ ダイオキシン

「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいいます。この7つを典型7公害といい、それぞれについて法規制が定められています。

かつて、深刻なのは大気汚染、水質汚濁であった。しかしこれらに関してはかなりの改善がみられ、現在では苦情件数の上からも悪臭、騒音が主な公害となっている。

但し、川崎排ガス訴訟に見られるように、大気汚染に関しては、主たる汚染源が工場排気から自動車排ガスに移って、その性格を変えて進行している部分もあります。

また、時代の移り変わりによってダイオキシンがこの中に含まれる位置づけに登場してきた。資料によっては化学物質関係に分類されることもあるが、保有施設によって公害防止管理者の設置が義務付けられるので、ここでは公害関係と位置付けています。

大気汚染防止法

対象

※指定ばい煙＝硫黄酸化物及び窒素酸化物

a ばい煙規制

対象は「ばい煙を発生する施設」

(「ばい煙」とは、①硫黄酸化物(SOXという) ②ばいじん ③有害物質)
(施設とは、法定の種類・規模の、ボイラー、焼却炉、各種炉等)

★届出・排出基準順守 ★測定・記録・保管 ★事故時の措置

・「特定工場等」(「指定地域」内で「指定ばい煙」※排出する一定規模以上の工場) は、

★「総量規制基準」順守 ★測定・記録・保管 ★事故時の措置

・硫黄酸化物の指定区域内の「特定工場等以外」

★「燃料使用基準」順守

・「特定施設」(「特定物質」※発生施設)※アンモニアなど28種

★ 事故時の措置

b 揮発性有機化合物(VOC)規制

対象は「VOC発生施設」※

※ 法定の塗装設備及び塗装後の乾燥・焼付け設備、工業用洗浄設備、印刷設備、ガソリン等の貯蔵設備など

★届出・排出基準順守・測定・記録・保管

c 粉じん

対象は「一般粉じん発生施設」「特定粉じん発生施設」※「作業」

※特定粉じん＝石綿(アスベスト)

★「一般」は、届出・構造・使用・管理基準順守

★「特定」は、届出・敷地境界基準順守・測定・記録・保管

d 有害大気汚染物質対策の推進

・自動車排ガス規制

対象と規制等

本法は、a. ばい煙、b. 揮発性有害物質(VOC)、c. 粉じん、d. 有害大気汚染物質及び e. 自動車排ガスを対象としています。

- a. 「ばい煙発生施設」はボイラーや焼却炉が代表的であり、その種類や規模で該当する場合、施設の届出・排出基準の順守、定期測定と記録及びその保管(3年間)、また事故時は応急措置と直ちに知事への通報義務があります。

ばい煙は、硫黄酸化物(SOX)、ばいじん(煤)、有害物質(カドミウム等)です。

施設の種類や規模によっては公害防止組織整備法の対象にもなります(後述)。

またばい煙発生施設が「指定地域」内で一定規模以上である場合「特定工場等」となり、工場毎に決められた「総量規制基準」の順守が必要となります。

指定地域内であればばい煙発生施設以外であっても、「燃料使用基準」の順守が必要な場合があり、また季節毎に規定している場合もあります。

「特定物質」(アンモニア等28種)を排出する施設(「特定施設」)の設置者は事故時の措置が必要となります。

- b. 「揮発性有機化合物(VOCという)排出施設」は、塗装設備及び塗装後の乾燥・焼付け設備、化学製品製造における乾燥設備、工業用洗浄設備及び洗浄後の乾燥設備、印刷設備及び印刷後の乾燥・焼付け設備、VOC(ガソリン等)の貯蔵設備、接着剤使用設備及び使用後の乾燥焼付け設備があり、届出と排出口における排出濃度基準の順守、測定・記録・保管が義務付けられます。

- c. 「一般粉じん発生施設」に該当する場合は、届出、構造、使用・管理基準の順守が必要です。また施設の種類や規模により公害防止組織整備法の対象になります(後述)。

「特定粉じん(アスベスト)発生施設」(一解綿用機械、混合機、切断機等)に該当する場合は、届出 敷地境界基準の順守、測定・記録・保管が必要です。

「特定工事」(特定粉じん発生作業ーアスベストを使っている建物の解体工事など)は、それを行う14日以前に届け出なければならない。(大気汚染防止法に基づく届出の他に、労働安全衛生法上の届出も行わなくてはならない。)

- d 「有害大気汚染物質」234種は低濃度でも健康被害のおそれがあるとされ、そのうちの指定物質は最近になって初めて、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ダイオキシン類の4物質が指定された。これらを排出する事業場は、抑制基準に適合するような措置を講じなければならない。また排出の抑制を優先的に取り組まなければならないと位置づけた、優先取組物質が22物質指定されています。

水質汚濁防止法

対象

- － 「**特定施設**」※の設置があり公共用水域に排水（雨水も該当）を排出、又は「**有害物質使用特定施設**」の設置があり同施設に関する汚水等を地下に浸透させる工場・事業場（特定事業場という）
※98各業種で洗浄施設、めっき施設、排水処理施設、厨房、し尿処理施設等の種々の施設を定めている。
 - ★ 届出、排水基準順守、測定・記録・保管
基準満たさない特定地下浸透水の浸透禁止
 - ★ 排出水量50m³/日未満の事業場は排水基準の環境項目除外

－ 事故時の措置

- ①特定施設設置者※は、特定施設故障、有害物質又は油を含む水を公共用水域に排出時、又は地下浸透時。 ★**応急措置と届出**
- ②特定事業場以外で「**貯油施設等**」設置ある場合、油を含む水を公共用水域に排出時、又は地下浸透時。 ★**同上の措置**
※は公共用水域への排出に限定せず。

対象

本法は、特定施設を設置する特定事業場から公共用水域へ排出される水及び有害物質使用特定施設を設置する有害物質使用特定事業場から地下浸透させる同施設に係る汚水等（特定地下浸透水）を対象としています。
「特定施設」は、同法施行令の別表第一で業種毎に各種の施設を定めています。

特定施設の設置があり且つ排水又は雨水を公共用水域へ排出している場合は特定施設の届出が必要であり、公共用水域への排水に排水基準が適用されます。例えば下水道へ排除しているとしても、雨水が公共用水域へ排出の場合は該当します。また、排水基準のうち、健康項目は全国一律基準で適用ですが、環境項目については排出水日量50m³未満の場合は適用外です。（条例で30m³程度等の別途規定の場合もあります。）

また通常、都道府県条例により、より厳しい「上乘基準」や追加項目の「横出し基準」が設定されている場合があります。
「指定地域」内で特定施設設置があり公共用水域への排水排出がある場合、排水基準は、工場毎に設定された総量規制基準が適用されることになります。
特定施設は、公共用水域への排水排出がある場合、その設置・変更の60日以上前に届出が受理されていなければならない。また、規制物質の濃度を測定し排出基準を順守し、測定結果を記録し保管（3年間）しなければならない。
測定頻度は総量規制の場合以外は法で規定はないが、都道府県が規定又は指導している場合があります。
特定施設の規模・条件によっては公害防止組織整備法適用もあります。（後述）。
有害物質使用特定施設設置工場からの特定地下浸透水の場合も、届出、地下浸透水の法定要件の順守。測定・記録と保管（3年間）が必要となります。

事故時の措置

特定事業場（特定施設の設置工場）の場合は、破損等により、有害物質又は油を含む水を、公共用水域または地下に排出/浸透し生活環境被害の恐れのある場合は、応急措置を講じ、速やかに届け出なければならない。
また、特定事業場以外であっても、貯油施設等から油を含む水を、公共用水域または地下に排出/浸透した場合は、応急措置を講じ、速やかに届け出なければならない

貯油施設とは、油を貯蔵する貯油施設 及び 油を含む水を分離する油水分離施設
油とは、原油 重油 潤滑油 軽油 灯油 揮発油 動植物油

下水道法

👉 対象

- ・ 下水を公共下水道を使用して排除する者とその下水
- ・ 「排水規制」は、①「特定施設」※設置の「特定事業場」と②それ以外につき夫々「規制基準」※※を設定。
※ 水質汚濁防止法の特定施設 及びダイオキシン法水質基準対象施設

※※ 実際は市町村の下水道条例の排水基準適用

★届出、排水基準順守、定期測定、記録と保管

★排出水量50m³/日未満の事業場は排水基準の環境項目除外

・ 事故時の措置

- ・ 特定事業場は、特定施設故障等、有害物質又は油を含む水が公共下水道に流入時。 ★応急措置と届出

対象

下水道を使用して下水を排除するもの全てに適用されます。

「特定施設」とは、水質汚濁防止法の特定施設及びダイオキシン法水質基準対象施設

規制

下水道使用開始の届出、特定事業場は設置届出が必要。除害施設等も同様。

排水基準は、①特定施設設置工場(特定事業場)及び②それ以外について規制しています。

排水基準を満たせるよう「除害施設等」の設置を要求しています。

排水基準は、実際には法に基づく市町村の下水道条例の基準が適用されます。

排水基準の順守及び定期的測定及び記録・保管(5年間)が必要です。

公害防止組織整備法(後述)の対象とはならない。

条例により除害施設管理責任者の選任届出を定めている場合もあります。

事故時の措置

特定事業場(特定施設の設置工場)が対象であり、特破損等により有害物質又は油を含む下水を公共下水道に流入する事故が発生した場合、応急措置・事故状況・講じた措置概要を速やかに公共用下水道管理者に届出する必要があります。

油とは、原油 重油 潤滑油 軽油 灯油 揮発油 動植物油

浄化槽法

👉 対象

- ・ 公共用水域に、し尿及び雑排水を放流しようとする者
- ・ 浄化槽使用者
 - ★ 届出、定期の点検・清掃・検査の実施
 - ★ 前記の記録の3年間保管、準則による日常管理
- ・ 浄化槽工事事業者
- ・ 浄化槽保守点検事業者
- ・ 浄化槽清掃業者
- ・ 指定検査機関

規制

- ・ 何人も、公共下水道及びし尿処理施設で処理する場合を除き、浄化槽で処理した後でなければ、公共用水域等に放流してはならない。
- ・ 浄化槽を設置、構造を変更しようとするものは、知事(保険所を設置する市にあっては市長)に届け出ること。
- ・ 浄化槽を使用するものは、浄化槽の機能を正常に維持するための浄化槽の使用に関する準則(環境省令)を順守すること。
- ・ 浄化槽管理者は毎年1回(省令で定めてある場合はその回数)、保守点検および清掃を夫々の技術上の基準に従って行い記録を保管すること。(3年間保管)
- ・ 浄化槽管理者は毎年1回(省令で定めてある場合はその回数)、指定機関の水質検査を受けこと。
- ・ 浄化槽管理者は、一定規模(処理対象人員が五百一人以上以上)の場合、技術管理者を置くこと。

なお、浄化槽にはし尿のみを処理する単独浄化槽と、し尿と炊事・入浴等に伴い排出される生活雑排水とを併せて処理する合併浄化槽がありますが平成13年4月より、浄化槽の新設には合併浄化槽の設置が義務付けられています。また、既に設置されている単独浄化槽についても合併浄化槽への転換の努力義務が明文化されました。

騒音規制法

👉対象

- 都道府県※の設定する「指定地域」内に
設置される「特定施設」
製管機械、ベンディングマシーン、せん断機、
空気圧縮機等

※政令市・中核市・特例市の場合は同市

★「特定施設」の届出、規制基準順守

- 同 指定地域で行われる「特定建設作業」
杭打ち機、削岩機等を使用する作業

★「特定建設作業」の届出、規制基準順守

対象と規制

- ・指定地域内に設置されるプレス機、鍛造機、コンプレッサー等の特定施設の設置・変更は、その工事の30日前までに届けなければならない。
- ・指定地域で行われる杭打ち機、削岩機等を使用する特定建設作業を行うときは、その7日前までに届け出なければならない。
- ・特定施設設置者及び特定建設作業を行う者は、時間帯・指定地域毎に定められた基準を順守しなければならない。
- ・工業専用区域は規制対象外です。

特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準

厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示1号 平成18年9月29日 環境省告示第132号 単位db

区域	昼 間	朝・夕	夜 間	該当地域
第1種	45-、50	40-45	40-45	とくに静穏の保持を必要とする地域
第2種	50-60	45-50	40-50	住居の用に供されている地域
第3種	60-65	55-65	50-55	住居、商業・工業の用に供されている地域
第4種	65-70	60-70	55-65	主として工業等の用に供されている地域

- ・特定建設作業の基準値は85dbですが、作業時間、作業期間についての規制があります。
- ・指定地域内に特定施設を持つ者は、施設の種類や規模により公害防止組織整備法の対象になります(後述)。
- ・地方公共団体に対しては道路騒音・振動に対する要求も含んでいる。
- ・騒音及び振動の規制値は、大きな都市では市が、その他の市町村では県が規制値を定めていますから、その条例を調査する必要があります。

振動規制法

👉対象

- 都道府県※の設定する「指定地域」内に
設置される「特定施設」
せん断機、空気圧縮機等

※政令市・中核市・特例市の場合は同市

★「特定施設」の届出、規制基準順守

- 同 指定地域で行われる「特定建設作業」
杭打ち機、削岩機等を使用する作業

★「特定建設作業」の届出、規制基準順守

対象と規制

- ・指定地域内に設置されるプレス機、鍛造機、圧縮機等の特定施設の設置・変更は、その工事の30日前までに届けなければならない。
- ・指定地域で行われる杭打ち機、削岩機等を使用する特定建設作業を行うときは、その7日前までに届け出なければならない。
- ・特定施設設置者及び特定建設作業を行う者は、時間帯・指定地域毎に定められた基準を順守しなければならない。
- ・工業専用区域は規制対象外です。

特定工場等において発生する振動の規制に関する基準

環境庁告示90号 平成12年3月28日 環境庁告示18号 単位db

区域	昼 間	夜 間
第1種	60-、65	55-60
第2種	65-70	60-65

- ・特定建設作業の基準値は85dbですが、作業時間、作業期間についての規制があります。
- ・指定地域内に特定施設を持つ者は、施設の種類や規模により公害防止組織整備法の対象になります(後述)。
- ・地方公共団体に対しては道路騒音・振動に対する要求も含んでいる。
- ・騒音及び振動の規制値は、大きな都市では市が、その他の市町村では県が規制値を定めていますから、その条例を調査する必要があります。

悪臭防止法

👉対象

- ・ 都道府県※「が定める「規制地域」
施設・規模等無関係
規制は「規制基準」による。
※政令市・中核市・特例市は同市が設定
 - ・ 規制方法は下記の2種あり
 - ① 物質濃度規制 「特定悪臭物質」22物質※
アンモニア、メルカプタン、硫化水素、トルエン、キシレン等
 - ② 臭気指数規制 臭気強度指数による
- ①②ともに、敷地境界線・排出口・排出水 で夫々規制
★規制基準の順守

対象と規制

規制地域及び規制基準は、都道府県が定めることとなっているが、ほぼ全域が規制地域となっている例が多い。

現代では、公害のうちで苦情発生件数は悪臭が最も多い。

いわゆる腐敗臭、排泄物臭の他塗料溶剤を取り扱っている。一般的な有機溶剤の排出を規制する唯一の法律である。

規制は、特定悪臭物質22物質の濃度規制又は臭気指数による規制の2通りがある。

近年は臭気指数での規制が進んでいる。

何れも 敷地境界線・排出口・排出水の夫々で規制する。

臭気指数規制の場合、測定は臭気判定士の有資格者が実施することになる。

注)特に有害なものに関しては、化審法などの対象になる。また、トルエン、キシレンなどはPRTR法の対象となるが、この法律は排出を規制するのではなく、量の届出を義務付けているだけである。

確認事項

苦情がある、あるいは、境界線上で、塗装工程から発する発酵臭、シンナー、ガソリンのような臭いがする場合はイソブタノール等の濃度測定が必要です。

排出濃度測定の結果、基準値以上のときは改善 が必要です。

土壌汚染対策法

・土壌汚染調査

①「有害物質使用特定施設」の使用を廃止した場合

② 都道府県から通知を受けた場合

「指定調査機関」に調査依頼と結果の県への報告
濃度基準値超の場合、知事が「指定区域」とする。

⇒「指定区域」の場合、浄化等の措置及び管理が必要
汚染者業界よりもむしろ、不動産業・金融業で深刻に受け止められている。裁判係争多い。

2002年通常国会にて成立、2003年2月15日施行。

施設転売時には調査義務がない。汚染が発見されても、税金で浄化されるケースがあり得るため、汚染抑止効果が低い。浄化には数億円規模のコストがかかるが、罰金は最高でも100万円です。知事に調査命令権が与えられているが1000万円規模にものぼる調査命令はなかなか出ないのが普通で、特定施設を廃止する場合以外の調査はないと見込まれる。しかし、測定施設の設置・変更すらまともに届け出られないことが多い中で、廃止の届出がまともに行われるとは思われない。何かで問題が表面化するケース以外では、この法律が効力を発揮することは期待できないようです。

ただこれ以前は、全く法律がなく、環境基本法を背景とした法的拘束力の全くない環境基準しかなかったのが、前進と考えられるかもしれない。一応は、10m四方に1点をサンプリング(汚染可能性の低い箇所では30m四方)など、調査法を細かく指定するなどの、法の有効性を高めようという配慮が見られる。

適用される特定有害物質は以下の25物質群：

カドミウム、六価クロム、シマジン、シアン、チオベンカルブ、四塩化炭素、ジクロロエタン、ジクロロエチレン(2)、ジクロロプロペン、ジクロロメタン、水銀、セレン、テトラクロロエチレン、チラウム、トリクロロエタン(2)、トリクロロエチレン、鉛、ヒ素、フッ素、ベンゼン、ホウ素、PCB、パラチオンなどの特定の有機りん化合物

・「有害物質使用特定施設」の使用を廃止又は都道府県から通知を受けた場合に指定調査機関による土壌汚染調査が必要となり、調査結果を都道府県に報告する必要があります。

濃度基準値オーバーの場合、都道府県知事が「指定地域」として指定し場合により、浄化等の措置と管理が必要となることがあります。

2010年にも、土壌汚染の状況把握のための都道府県知事の権限の強化、搬出土壤の適正処理について法規制の内容が改正された。

工場立地法

➡ 対象

➡ ・「特定工場」※

- ➡ ※製造業含む4業種で敷地面積9000m²又は
- ➡ 建築面積合計3000m²以上の工場を新設・変更しようとする者

★新設・変更の届出

★敷地面積の20%以上の緑地、敷地面積の25%以上の環境施設を設けなければならない。

★業種により生産設備面積は敷地面積の10～40%以下でなければならない。

屋上緑化・壁面緑化を含む

太陽光発電を含む

対象等

敷地面積9,000m²以上または建築面積3,000m²以上の規模の工場または事業場に適用される。

この基準に該当する工場(特定工場)は、緑化面積20%、緑化を含む環境施設を25%以上確保しなければならない。但し、この数値は都道府県の自由裁量によって、業種はその地域の事情によって若干変わる。

この法律は昭和49年に公害防止に対する配慮事項の観点から制定されたもので、昭和49年以前に建てられていて、その後、建て替えもない場合は適用されない。

この法律の位置づけであるが、昭和50年代は公害が多発し必要性があったが、その後公害が収束したこともあって、法律の主旨が公害防止から地球温暖化防止に移行し、この基準の内容が数回にわたって緩和されてきている。

最近では、2004年の改正で、地盤面だけしか算入されていなかった緑化面積が屋上緑化・壁面緑化面積を緑地として算入することになった。

また、2010年6月にも改正され、緑化以外の環境施設に太陽光発電施設が追加になった。

規制の補足

対象施設を新設・変更しようとするときは、その90日より以前に汚染物質最大排出予定量を含めた申請が受理されていなければならない。

環境施設とは、噴水、池、屋外運動場、広場、一般の利用に供する屋内運動施設・教養文化施設等である。

業種による生産設備面積は、特に指定のない環境影響の小さい製造業では、40%以下。飲料製造業、製材業、陶磁器製造業、一般産業用機械製造業、自動車製造業等で30%以下。石油精製業では10%以下とされています。

省エネルギー法(1)

👉対象 ・5つの事項

- ①**工場・事業場の省エネ**(一定規模エネルギー使用事業者※)
※「特定事業者」「特定連鎖化事業者」
- ②**運輸の省エネ**(一定規模以上の運輸業者及び荷主※)
※「特定運送事業者」「特定荷主」
- ③**住宅・建築物の省エネ**(一定規模以上の「特定建築物」※)
※「特定建築主」
- ④**機械・器具の省エネ**(「判断基準」(トップランナー基準))
- ⑤**省エネ情報提供**(電力・ガス・家電等・建築物等)

この法律は正式名称をエネルギーの使用の合理化に関する法律といいます。

内外におけるエネルギーをめぐる経済的社会的環境に応じた燃料資源の有効な利用の確保に資するため

工場、輸送、建築物及び機械器具についてのエネルギーの使用の合理化に関する所要の措置その他 を実施することを目的としています。

このために5つの事柄につき夫々の省エネについて規定しています。

省エネルギー法(2)

👉規制等

- ・「特定事業者」等は、
届出・エネルギー管理者等の選任・中長期計画届出・定期報告・エネルギー使用管理など
 - ・「特定運送事業者」「特定荷主」は、
中長期計画提出・定期報告等
 - ・「特定建築主」は、
断熱・設備の省エネ措置を建築時の届出等
 - ・自動車・電気機器等の特定機器の製造者又は輸入者は、政令の定める
エネルギー効率の達成
- ★平成21年度のエネルギー使用実績※により該当非判断し、該当なら届出必要。
※「事業場」ではなく「事業者」単位である

熱と電気の使用量の合計が原油換算で3000kL／年以上が第1種指定工場、その半分が第2種指定工場となります。

なお、平成20年4月の省エネ法が改正され、省エネ法の対象、第1種原油換算3000kL以上、第2種原油換算1500kL以上、の基準が工場、事業場ごと、となっていたのを、事業者単位に変更しました。

このことによって、業務部門の省エネ指定カバー率1割から5割に拡大する。

更に、フランチャイズ店は、事業者という枠も拡大され直営店舗の合算とする、となっているので、これからEMSを構築する事業所は、このことも考慮に入れる必要があります。

なお、改正法の工場・事業場等に係る措置は、平成21年度におけるエネルギー使用量に基づき平成22年度から実施されますが、それまでは改正前の省エネ法に基づく措置が継続します。

総床面積2000m²以上のオフィスビルや病院、ホテル・マンションの建築主は、とくに特定建築主として位置付けられ、省エネに配慮しなければならず、国土交通大臣から建物の断熱・設備の省エネに関して指示が出ることがある。

委託量が年間1000万トンキロ(貨物の重量トンと輸送距離キロをかけたもの)以上の荷主企業及び、一定規模以上の輸送能力を持つ貨物運輸事業者は省エネ計画を作成し、毎年報告しなければならない。

特定機器にはエアコン、冷蔵庫、パソコン、自動車等が指定され、それぞれカテゴリ中最もエネルギー効率が優れていた製品を基準として設定した達成年月までに、製品ごとに定められたエネルギー効率の向上を達成しなければならない。

自動車の燃費基準や電気機器(家電・OA機器等)の省エネルギー基準を、各々の機器において、エネルギー消費効率が現在商品化されている製品のうち最も優れている機器(トップランナー)の性能以上にするという考え方です。

省エネ指定工場に指定される場合は、あとで紹介する「地球温暖化対策の推進に関する法律」と関連して、温暖化ガス排出量の集計と報告も必要になります。

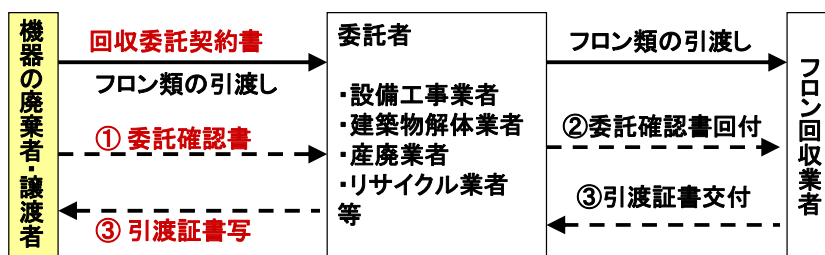
改正フロン回収破壊法

平成19年10月施行

対象

- 業務用冷凍空調機（冷媒としてフロンが充填されているエアコン、冷蔵機器、冷凍機器）

規制



フロン類はオゾン層の破壊や地球温暖化の原因となるので、フロン類の大気中への排出を抑制する必要がある。このため、平成13年に制定された「フロン回収・廃棄法」において、業務用冷凍冷蔵庫が廃棄される際にフロン類の回収が義務付けられています。業務用冷凍冷蔵庫空調機器が廃棄又は整備される際にフロン類の回収が確実に行なわれるように、法改正が行なわれた。

業務用冷凍空調機器の所有者は、廃棄の際には以下のことが必要となる。

- ① 都道府県の登録を受けたフロン類回収業者にフロン類を引き渡すこと
- ② その際は、法律の基づく書面を交付すること
- ③ フロン類の回収、破壊等に関する費用を負担すること

業務用冷凍空調機器の所有者は、整備の際にフロンを回収する場合は、フロン類の回収、破壊等に関する費用をふたんすること

業務用冷凍空調機器からみだりにフロン類を放出しないこと

・・・違反すると、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

循環型社会形成推進基本法

基本原則を定め、
国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにして、
基本計画の策定及びその他の基本事項を定め
循環型社会を計画的に推進する。

第二次環境基本計画 2008年3月

- 1) **3つの社会(循環型社会、低炭素社会、自然共生社会)への統合的取り組み**
- 2) 地域循環圏の構築や、
3R(リデュース、リユース、リサイクル)の推進
- 3) 指標の充実
(循環型社会の形成へ向けた進捗を定量的に把握・評価)
- 4) 国際的な循環型社会の構築

2000年6月、循環型社会形成推進基本法(以下「基本法」)が制定された。大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会のあり方や、国民のライフスタイルを見直し、社会における物質循環を確保することによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷を低減する「循環型社会」を形成することが目的。基本法では、循環型社会の形成を総合的・計画的に進めるため、政府が「循環型社会形成推進基本計画」を策定することと、その策定期限、5年ごとの見直しなどについて定めている。

第1次基本計画(2003年3月)

基本法では、あるべき「循環型社会」の姿を、

- 1) 廃棄物等の発生抑制、
- 2) 循環資源の循環的な利用、
- 3) 適正な処分、が確保されることによって、天然資源の消費を少なくし、環境への負荷をできる限り低くした社会、として明確に提示している。

そして、法の対象となる物を価値のある無しにかかわらず「廃棄物等」とし、そのうち有用なものを「循環資源」と定義して、その循環的な利用を促進することとしている。基本計画では、循環型社会の現状と課題や循環型社会のイメージ、循環型社会形成のための数値目標などが示されている。

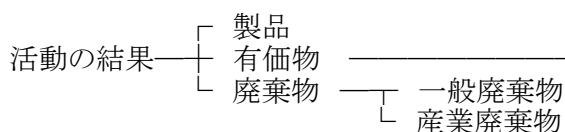
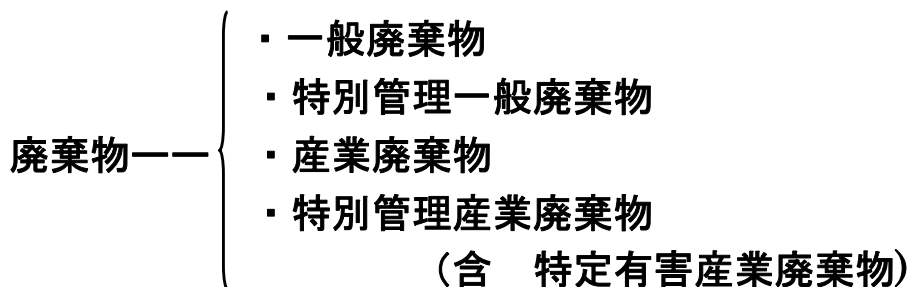
第2次基本計画(2008年3月)

- 1) 3つの社会への統合的取り組み(持続可能な社会の実現に向け、廃棄物発電の導入などの低炭素社会や自然共生社会に向けた取り組みとともに、循環型社会の形成を国内外問わず実現)
- 2) 地域循環圏の構築など(地域の特性や循環資源の性質などに応じた最適な規模の循環を形成する「地域循環圏」の構築や、3Rマイスターなどの3R(リデュース、リユース、リサイクル)の国民運動を推進)
- 3) 指標の充実(マイバッグ持参率など、従来からある目標設定の指標のほか、補助指標や推移をモニターする指標を導入し、循環型社会の形成へ向けた進捗を定量的に把握・評価)
- 4) 国際的な循環型社会の構築(国際的な視点から、3Rの推進に関する日本の主導的な役割や、「東アジア循環型社会ビジョン」の策定など、東アジアにおける適切な資源循環のための施策を実施)。

廃棄物処理法(1)

👉 主な内容

- ・ 廃棄物を「一般廃棄物」及び「産業廃棄物」に分類・定義し
夫々の、処理・処理施設・処理業・処理委託等について規定



「売却代金と運搬費を相殺しても、排出側に収入が有る」場合を言う。ただし、例外として、古紙、古金属、カレット、古繊維については、相場の変動や地域によって、同じものが廃棄物となったり、有価物となったりするので「もっぱら物」として廃棄物処理法の対象外となる。

産業廃棄物

- ①燃え殻 事業活動によって生じたもの
- ②汚泥 排水処理汚泥、建設汚泥水
- ③廃油 廃潤滑油、廃溶剤等
- ④廃酸 酸性の廃液、写真定着液等
- ⑤廃アルカリ アルカリ性の廃液、写真現像液等
- ⑥廃プラスチック類 廃発砲スチロール、シュレッダーダスト等
- ⑦紙屑 建設業・製紙業の紙屑
- ⑧木屑 建設業・木製品製造業の木屑等
パレット木屑
- ⑨繊維屑 繊維工業・建設業の繊維屑
- ⑩ゴム屑 スクラップ、シュレッダーダスト等
- ⑪動物性残渣 食料品、医薬製造等の固形物
- ⑫金属屑 切削屑、シュレッダーダスト等
- ⑬ガラス／陶磁器片 空き瓶、シュレッダーダスト
- ⑭鉍さい 製鉄所の炉の鉍さい
- ⑮コンクリート破片等
- ⑯動物ふん尿 畜産業から発生したもの
- ⑰動物の死体 畜産業から発生したもの
- ⑱ばいじん ばい煙発生施設(大防法)、焼却施設(事業活動)から発生したもの
- ⑲中間処理物 ①～⑱までのものを処分するために処理したもの
- ⑳輸入された廃棄物

特別管理産業廃棄物

- ①燃えやすい廃油
揮発油、灯油、軽油類
- ②廃酸
pH2以下のもの
- ③廃アルカリ
pH12.5以上のもの
- ④感染性廃棄物
病院等からの血液付着して注射等
- ⑤特定有害産業廃棄物
 - * 廃PCB
 - * PCB汚染物
 - * PCB処理物
 - * 廃石綿等
 - * 一定基準を超えた
下水汚泥、鉍さい、燃え殻
廃油、廃酸、廃アルカリ
汚泥
- ⑥ばいじん

廃棄物処理法(2)

👉規制等-1

<産業廃棄物 排出事業者>

★委託後も排出者に責任あり

- ・ 保管(処理委託まで) 法定の「保管基準」の順守
- ・ 処理委託
 - ・ 収集・運搬、処分の許可業者等に委託
 - ・ 契約書による契約、許可証写し入手
- ・ マニフェスト・交付実施 適正な運用管理 5年保管
- ・ 自社処理
 - ・ 法定の「収集・運搬基準」
 - (実施ある場合) 「処理基準」 の順守
- ・ 産廃処理施設
 - ・ 許可・届出・管理・選任など
 - (設置ある場合)
- ・ 特別管理産業廃棄物の排出
 - ・ 選任・届出・「帳簿」作成・保管

産廃については、排出事業者は業者に処理委託後も責任を有する。

- ・ 処理委託は、「委託基準」に従い、許可保有業者に書面契約書を二者契約で契約する。
- ・ 委託引渡しまでは、「保管基準」に従い保管、引渡し時に「マニフェスト」を交付、その後、各業者から各業務完了後に返送される「マニフェスト」で委託した収集運搬・中間処理・最終処分の完了までの行程を排出者が監視・確認する。
- ・ このマニフェストが法定期限内に返送されない場合は、県にその旨報告する。
- ・ 自社にて処理実施の場合は、「処理基準」に従う。
- ・ 自社に産廃処理施設の設置・使用がある場合は、許可・管理に加え該当時には技術責任者選任の必要がある。

廃棄物処理法(3)

👉 規制等-2

- 「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」
により毎年度 知事に報告
- ・ 「多量排出事業者」該当の場合は、
「産業廃棄物処理計画」
「産業廃棄物処理計画実施状況報告書」
により毎年度 知事に報告
※特別管理産業廃棄物も同様
- ・ 法定事項以外の焼却禁止
- ・ 投棄禁止（不法投棄）

- ・ 排出事業者が産廃の処理委託をした場合、毎年度、交付した「マニフェスト」に関してその交付等実施状況を知事に報告する。
- ・ 法定の場合を除いて野焼き等の焼却をしてはならない。
- ・ 不法投棄をしてはならない。

廃棄物処理法（４）

<2010年5月法改正（施行2011年5月）>

- ☞ 産廃を排出事業場外での保管の場合は届出
- ☞ マニフェストA票の5年保管義務化
- ☞ 産廃を自社内で処理したときも記録が必要
- ☞ 建設工事に伴い生ずる廃棄物について、元請業者に処理責任を一元化
- ☞ 業者より処理が適切に行えなくなった連絡を受けた際の必要な措置と届出
- ☞ 多量排出事業者が処理計画を出さなかったときは罰則

努力義務

- ☞ 産廃処理に状況を実地確認
- ☞ 土地所有者等は不適正に処理された廃棄物を発見したときの土地所有者等の通報すること

2010年5月廃棄物処理法が改正された。排出事業者に関連する部分はスライドの通りであるが、全般的には以下の点が改正されている。

1. 廃棄物を排出する事業者による適正な処理を確保するための対策の強化
 - ①産業廃棄物を事業所の外で保管する際の事前届出制度を創設。
 - ②建設工事に伴い生ずる廃棄物について、元請業者に処理責任を一元化。
 - ③不適正に処理された廃棄物を発見したときの土地所有者等の通報努力義務を規定。
 - ④従業員等が不法投棄等を行った場合に、当該従業員等の事業主である法人に課される量刑を3億円以下の罰金に引き上げ。
2. 廃棄物処理施設の維持管理対策の強化
 - ①廃棄物処理施設の設置者に対し、都道府県知事による当該施設の定期検査を義務付け。
 - ②設置許可が取り消され管理者が不在となった最終処分場の適正な維持管理を確保するため、設置許可が取り消された者にその維持管理を義務付ける等の措置を講ずる。
3. 廃棄物処理業の優良化の推進等
 - ①優良な産業廃棄物処理業者を育成するため、事業の実施に関する能力及び実績が一定の要件を満たす産業廃棄物処理業者について、許可の更新期間の特例を創設。
 - ②廃棄物処理業の許可に係る欠格要件を見直し廃棄物処理法上特に悪質な場合を除いて許可の取消しが役員を兼務する他の業者の許可の取消しにつながらないように措置。
4. 排出抑制の徹底
多量の産業廃棄物を排出する事業者に対する産業廃棄物の減量等計画の作成・提出義務について、担保措置を創設。
5. 適正な循環的利用の確保
廃棄物を輸入することができる者として、国内において処理することにつき相当な理由があると認められる国外廃棄物の処分を産業廃棄物処分業者等に委託して行う者を追加。
6. 焼却時の熱利用の促進
廃棄物の焼却時に熱回収を行う者が一定の基準に適合するときは都道府県知事の認定を受けることのできる制度を創設。

再生資源利用促進法

1. 事業者による製品の回収・リサイクルの実施
 2. 製品の省資源化・長寿命化設計等による廃棄物の発生抑制対策
 3. 回収した製品からの部品等の再使用対策
- について業種或いは製品別に指定している。

- ① 特定省資源業種
- ② 特定再利用業種
- ③ 指定省資源化製品
- ④ 指定再利用促進製品
- ⑤ 指定表示製品
- ⑥ 指定再資源化製品
- ⑦ 指定副産物

この指定により、パソコン・小形二次電池についてのリサイクルが法的に義務付けられることになった。

本法により、事業者求められる取組の内容は以下のとおりです。

- 1) 特定省資源業種: 副産物の発生抑制等に取り組むこと
パルプ製造業及び紙製造業／無機化学工業製品製造業及び有機化学工業製品製造業／製鉄業及び製鋼・製鋼圧延業／銅第一次製錬・精製業／自動車製造業
- 2) 特定再利用業種: 再生資源又は再生部品の利用に取り組むこと
紙製造業／ガラス容器製造業／建設業／硬質塩化ビニル製の管・管継手の製造業／複写機製造業
- 3) 指定省資源化製品: 原材料等の使用の合理化、長期間の使用の促進その他の使用済物品等の発生抑制に取り組むこと
自動車／家電製品／パソコン／ぱちんこ遊技機／金属製家具／ガス・石油機器
- 4) 指定再利用促進製品: 再生資源又は再生部品の利用の促進に取り組むこと
自動車／家電製品／パソコン／ぱちんこ遊技機／複写機／金属製家具／ガス・石油機器／浴室ユニット、システムキッチン／小形二次電池使用機器
- 5) 指定表示製品: 製造事業者及び輸入事業者は、分別回収の促進のための表示を行うこと
スチール製の缶、アルミニウム製の缶／ペットボトル／小形二次電池／塩化ビニル製建設資材／紙製容器包装、プラスチック製容器包装
- 6) 指定再資源化製品: 製品の製造事業者及び輸入事業者は、自主回収及び再資源化に取り組むこと
パソコン／小形二次電池
- 7) 指定副産物: 当該副産物の再生資源としての利用の促進に取り組むこと
電気業の石炭灰／建設業の土砂、コンクリートの塊、アスファルト・コンクリートの塊、木材

リサイクル関連法

＜リサイクル法＞

- － 包装容器リサイクル法
- － 家電リサイクル法
- － 食品リサイクル法
- － 建築廃材リサイクル法
- － 自動車リサイクル法

リサイクル法

再生資源の利用を促進すべき業種、使用後のリサイクルを考慮して設計すべき製品、使用後の分別回収のため識別表示すべき製品、再生資源としての利用を考慮した品質とすべき副産物が指定されている。P Cのリサイクル制度(製造者に再生義務、排出者に金銭負担義務)も含む。00年の改正時に法律名変更。

包装容器リサイクル法

事業者は、再商品化可能な容器を選定するよう努めなければならない。包装利用事業者は、その種類・量に応じた再商品化委託料を指定法人に支払わなければならない。

家電リサイクル法

TV、冷蔵庫、洗濯機、エアコンについて、製造者・輸入者には引取・再商品化等、小売業者には消費者からの引取と製造者等への引渡、消費者には小売業者等への引渡と処理費用の支払いが義務づけられている。

食品リサイクル法

食品廃棄物について、処分量の減少化を量り、関連事業者(製造、流通、外食等)による食品の再生利用等を促進する。

建設廃材リサイクル法

コンクリート、アスファルト、木材が分別できるような工事を行うことを義務づけ、分別された廃材を再資源化することを義務づける。

自動車リサイクル法

車の使用者にリサイクル費用を支払うこと、車の製造者に特定3品目の引き取りを義務付けている。リサイクル費用は、前払い・自車充当方式が特徴。

PRTR法

① 排出量等の把握及び届出

対象:「第一種指定化学物質」の年間取扱量等1t以上の
法定24業種※・常用雇用21人以上の事業者
★毎年度、知事に報告 ※23+医療業追加

② 化学物質情報の提供

対象:「指定化学物質」※1又はその含有製品※2の譲渡者
※1 第一種及び第二種指定化学物質
※2 含有率1%以上(特定第一種は0.1%)
★物質又は含有製品譲渡時に
MSDS(製品安全データシート)を提供

本法律は正式名称を「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」という。PRTRとはPollutant Release and Transfer Registration (汚染物質の排出と移動の登録)の略で、OECD加盟各国では既に法制化されており、日本が最後まで未整備であった。

法律の骨子は、PRTRの義務化とMSDS発行の義務付けである。

・PRTR制度は、製造業等24業種に該当し且つ従業員21人以上で、第一種指定化学物質等の年間取扱量が1t以上の事業場を有している事業者が適用対象となる。対象事業者は、第一種指定化学物質の排出・移動量を排出量＝大気・公共用水域・土壌(次を除く)・事業所内で埋立、移動量＝下水・その他廃棄物として排出の6分類にわけて把握し、毎年度知事に報告しなければならない。国は集計後これを公表する。公表により、自主的に取扱量が減ることを法律は期待している。
指定化学物質には、VOC(揮発性有機物質)、重金属、内分泌攪乱(環境ホルモン)と疑われる物質などが指定されている。

・MSDS制度は、第一種及び第二種指定化学物質及びその1%以上含有製品を他に譲渡する場合、MSDS(製品安全データシート)を提供しなければならない。

同様の制度は、「毒劇物取締法」及び「労働安全衛生法」においても義務付けられている。

PRTR制度:

化学物質の流通(製造者→卸売者→小売者→消費者)、排出(揮散して大気中へ、流し等から水系へ、廃棄物処理業者へ)を、少量に至るまで登録して、その実体を行政が把握し、また違法な排出を監視するための制度である。化学物質の移動経路の事業者は、これを全て把握して報告する義務が発生するので、かなり厳密に管理する必要が生じ、負担も小さくない。集計のデータが、<http://www.prtr-info.jp/index.html> で閲覧可能。

MSDS:

Material Safety Data Sheet (物質安全性データシート)名前に反して、化学物質の危険性(爆発性、燃焼性、有害性)などを、記した書類。緊急事態発生の予防及び発生時の対応のため、流通の上流側が下流側に交付することが義務付けられた。

2008年11月、PRTRが改正され、第一種指定化学物質は現行の354物質から462物質(57物質が削除)、特定第一種指定化学物質は現行12物質から15物質、第二種指定化学物質は現行81種から100物質(現行28種が削除)とそれぞれ拡大された。また、新規業種として医療業が追加された。

労働安全衛生法

👉対象

- 人の健康という面からの規制事項が環境法規制に該当する

👉対象規則

- 有機溶剤中毒予防規則
- 鉛中毒予防規則
- 四アルキル塩中毒予防規則
- 特定化学物質等障害予防規則
- 石綿障害予防規則
- 粉塵障害予防規則
- 電離放電障害予防規則
- 化学物質等の有害性等の表示に関する指針

法の規定に該当する場合、有害物質※を扱う事業所がしなければならないこと。

※法定の「有機溶剤等」、「特定化学物質」など

- ① 健康障害を防止する
発生源を密閉する、局所は排気装置又は換気装置などの必要措置
- ② 作業主任者をおく
有機溶剤、特定化学物質、鉛作業、四アルキル塩等業務
- ③ 専任の産業医を置くこと
500人以上の事業所では専任の産業医を置く
- ④ 健康診断を実施すること
有機溶剤、特定化学物質、鉛作業、四アルキル塩等業務、石綿等解体業務
- ⑤ 化学物質等安全データシート（MSDS）の公布と周知
MSDSを取り寄せ、見やすい場所に掲示
- ⑥ 作業環境測定
粉じん、有機溶剤、放射線、特定化学物質、鉛 など該当項目の測定

石綿含有の建材を使用した建築物等の解体等の作業をおこなう事業者がしなければならないこと。

- ① 事前調査(石綿則第3条、第8条関係)
- ② 作業計画の作成(石綿則第4条関係)
- ③ 届出(安衛則第90条、石綿則第5条関係)
耐火建築物又は準耐火建築物における吹付け石綿の除去作業については、工事開始の14日前までに。それ以外の吹付け石綿の除去作業、石綿含有保温材、石綿含有耐火被覆材、石綿含有断熱材の解体等の作業については、工事開始前までに
- ④ 解体等に従事する労働者に対する特別教育(安衛則第36条、石綿則第27条関係)
- ⑤ 石綿作業主任者の選任(石綿則第19条、第20条)
- ⑥ 保護具等の使用(石綿則第14条、第44条から第46条関係)
- ⑦ 湿潤化(石綿則第13条関係)
石綿を含む建材等の解体等をするときは、それらを湿潤なものとしなければなりません。
- ⑧ 隔離・立入禁止等の表示(石綿則第6条、第7条、第15条関係)
- ⑨ 注文者の配慮(石綿則第8条、第9条関係)
- ⑩ 建築物に吹付けられた石綿の管理(石綿則第10条)
吹付け石綿の除去、封じ込め、囲い込み等の措置

消防法(1)

👉対象

- ・防災、建物の構造、危険物の管理等非常に幅が広いが、環境関連法としてみる際には、危険物の保管・管理に関する部分が中心となる

👉規制

★危険物の貯蔵には、その種類と量により適正な危険物貯蔵施設、危険物取扱者の設置等
「指定数量」、「指定数量以下の危険物の貯蔵」

実際には、消防法を受けて策定される市町村消防組合等の「火災予防条例」「危険物規制規則」の規制を受けることになる。

消防法の危険物には、それぞれの危険物の種別により「指定数量」というものが定められており、

- ①1室にその5分の1未満までは特に届け出等を行わなくても置くことが出来る。
- ②指定数量の5分の1～指定数量の危険物を貯蔵するには、構造を満たした少量危険物貯蔵施設を設置し消防署届け出なければならない。
- ③指定数量以上の危険物を貯蔵するには、構造を満たして消防署の許可を受けた危険物貯蔵施設によらなければならない。また、定期的な保守管理、有資格者の任命が必要である。

その他、貯蔵量により有資格の危険物取扱者・危険物保安監督者、予防規定等の整備が求められる。

消防法(2)

★ 監査でのチェックポイント(何れも該当する場合)

・「危険物」「指定可燃物」:	取扱・管理
・「防火対象物」:	定期点検・報告
・「消防計画」:	作成・届出
・「屋外/屋外/地下タンク危険物貯蔵/取扱所」:	届出・点検・記録
・「少量危険物貯蔵/取扱所」:	届出・点検・記録
・「消防設備等」:	点検・報告・管理
・「消防活動阻害物質」:	届出、管理
・「火を使用する設備」:	届出・管理

実際の監査では、スライドの事項について確認することが推奨される。

各市の火災予防条例及び危険物規制規則等は、規制内容の大半は同じであるがその地域や産業の特性等を考慮して部分的に追加等の変更されている部分がある。よって、監査員は当地の条例等を充分把握しておく必要がある。

・消火活動阻害物質:

毒物・劇物に指定された特定の物質など、火災予防・消火活動に重大な支障を生ずるおそれのあるものを「消防活動阻害物質」として指定し、一定数量以上を貯蔵し、取り扱う場合は、消防法第九条の二の規定により、所轄の消防署に届け出なければならない。

・圧縮アセチレンガス 40kg

・無水硫酸 200kg

・液化石油ガス 300kg

・生石灰(炭酸カルシウム80%以上を含有するもの) 500kg

・毒物:シアン化水素/シアン化ナトリウム/水銀/セレン/砒素/弗化水素/モノフルオール酢酸 それぞれ30kg

・劇物:アンモニア/塩化水素/クロルスルホン酸/クロルピクリン/クロルメチル/クロロホルム/珪弗化水素酸/四塩化炭素/臭素/発煙硫酸/ブロム水素/ブロムメチル/ホルムアルデヒド/モノクロル酢酸/よう素/硫酸/りん化亜鉛 それぞれ200kg

・火を使用する設備等:

ボイラー・焼却炉・ストーブ・乾燥機等

高圧ガス保全法

👉対象

高圧ガスを製造、販売、輸入、貯蔵、移動、消費、廃棄する事業所

👉規制

- ★一定量以上の高圧ガスを製造又は貯蔵する場合は、知事の許可（第1種）届出（第2種）が必要
- ★一定量以上の特定高圧ガス消費は届出が必要
- ★第一種製造所は、定期的な「保安検査」実施
- ★法定の施設種類・規模に該当の場合、
- ★製造、貯蔵及び消費に対する注意義務

製造の規制

・第一種製造者 知事の許可

第一種ガス(不活性ガス)300m³以上、第二種ガス(不活性ガス以外) 100m³以上

・第二種製造者 知事に届出

第一種ガス(不活性ガス)300m³未満、第二種ガス(不活性ガス以外) 100m³未満

・第一種製造所は定期的保安検査必要であり、他にも規模等該当の場合、定期自主検査必要

貯蔵の規制

・0.15m³(圧縮ガス)、1.5kg(液化ガス)を越える高圧ガスは貯蔵の基準に従う。

・第一種貯蔵所 知事の許可

第一種ガス(不活性ガス)3,000m³(液化ガス30t)以上、第二種ガス(不活性ガス以外)1,000m³(液化ガス10t)、第三種ガス(未指定)300m³(液化ガス3t)

・第二種貯蔵所 知事に届出

第一種ガス(不活性ガス)300m³(液化ガス3t)以上3,000m³(液化ガス30t) 未満、第二種ガス(不活性ガス以外)300m³(液化ガス3t)以上1,000m³(液化ガス10t) 未満、

・施設の基準維持、保安要員等の選任、従業員に保安教育、帳簿への記載、危険時の措置及び届出、火気等の制限、災害、盗難時の届出等の義務がある。

消費の規制

特定高圧ガスを使用する者は

①消費することを20日前迄に知事に届け出る。その際、施設の概要、消費の方法等を記した書面を添える。それらを変更する場合も届け出る

②特定高圧ガス消費の基準に従って施設を設置・維持し、基準に従って消費する警戒標の掲示、バルブ開閉方向の明示、配管にガス等の種類及び方向の表示等

③取扱主任者を選任し、届け出て保安について監督させる

④定期自主検査を行う

⑤従業員に保安教育を施す

その他、危険時の措置届出、火気等の制房良事故届け等

特定高圧ガスとは

圧縮水素 容積 300m³ 以上、圧縮天然ガス 容積 300m³以上、液化酸素 質量 3000kg以上

液化アンモニア 質量 3000kg以上、液化石油ガス 質量 3000kg以上、液化塩素 質量 1000kgをいう。

その他

－ PCB処理特別措置法：

保管しているPCB廃棄物は、15年後までに処理しなければならない。毎年度の県への報告

－ 改正自動車NOx・PM法：

NOxの規制値を厳しくし、PMを対象物質に加えた他、中京圏を新たに規制地域に加え、乗用車を対象両に加えた。

－ 地球温暖化対策の推進に関する法律：

温室効果ガスを一定量以上排出する者に温室効果ガスの排出量を算出し、国に報告することを義務付ける等。

PCB処理特別措置法の概要

PCBの製造・輸入が事実上禁止され、廃棄物の厳重保管が義務付けられてから約30年、この間処理施設の設置困難を主な理由にPCBはほとんど処理されてこなかった。一方知識の風化により、保管されてきたあるいは新たに発生したPCB廃棄物の紛失・不適正処分が進んでいる。本法では、15年を年限として処理を義務付け、その前提として国・地方公共団体の主導によりPCB処理環境を整えることを定めた。但し、使い続けるPCBは本法の対象ではない。

自動車NOx・PM法の概要

改正以前は自動車NOx法であったので、今回の改正ではPM(Particle Matter：粒子状物質(黒煙))が新たに規制対象に加わったのが最も大きな変化である。この法律では、道路運送車両法の要求するよりも厳しい排ガス基準を規制地域に登録する車両に科す特別措置法である。対象車両を50台以上保有する事業者には一定の報告義務もある。

地球温暖化対策の推進に関する法律

京都議定書の発行に伴って、この法律が一部改正された。

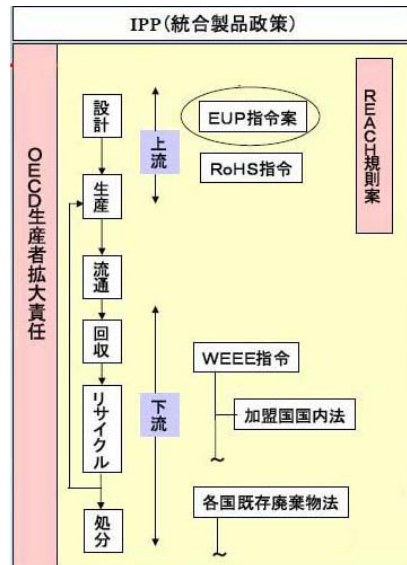
産業、業務、運送部門で一定の裾きり量以上の温室効果ガスを排出する事業者に温室効果ガスの排出量を算出し、国に報告することを義務付ける。

製品に係る法規制 特定物質を禁止するEU規制

統合製品政策(IPP)

- ELV指令
(使用済み自動車に関するEU指令)
- RoHS指令
(電気電子機器に含まれる特定有害物質に関するEU指令)
- REACH規則

日本では2010年改正化審法が、これに該当する。



統合製品政策(IPP)は、製品のライフサイクルのすべての段階を検討して環境への影響を最小化しようとする考え方に基づいている。

天然資源からの物質の抽出、設計、製造、組立、マーケティング、流通、販売、使用そして廃棄されるまで、製品ライフサイクルは長く複雑な場合が少なくない。同時に、設計者やメーカー、小売店、消費者など多くの人々が関わることになる。

EUのEUP(エコデザイン)指令、RoHS指令、ELV指令、WEEE指令、REACH規則等は、この一環として発令されているものです。

ELV指令

EUの自動車リサイクル指令。鉛、水銀、カドミウム、六価クロムの4物質を、03年7月以降に販売される自動車では使用禁止としている。

代替技術のないものについては除外規定がある。メッキ等に使用される6価クロムは、2g/台までの使用が認められているが、2007年7月以降は禁止されるなど期限があるものが多い。

RoHS指令

03年2月に発行。医療機器と制御・監視機器を除いた広範な電子機器が対象となる。使用禁止は、上記の4物質に加え、難燃剤などに使われるPBB, PBDEという2つのハロゲン系物質が指定されている。

これら6物質は06年7月以降に販売される電子機器には原則使用できない。

REACH規制

概要: 40を超える従来のEU指令・規則に代わる包括的な化学物質規制。EUで化学物質を製造・輸入する企業に対して、新規物質だけでなく、約3万種類に及ぶ既存物質についても

安全性データを収集し、欧州化学品庁(ECHA)へ登録することを義務づけた。年間製造・輸入量が多い物質では、分析費用が数千万～数億円に達する。また、発がん性などが高い約1500物質(認可対象候補物質)の中から今後定期的リストアップされる物質(認可対象物質)については、企業の申請に基づいてECHAが認可する特定用途にしか使えなくなる。

対象物質: EUで年間1t以上製造・輸入される新規・既存化学物質

その他: 既存物質は、08年6～11月の間にECHAへ予備登録しておけば猶予期間の適用を受けることができる。また、認可対象候補物質は、08年後半にリスト化が予定されている。

条例の上乗せ・横だし規制

☞これまで述べてきたのは、法律の規制であるが、法律に基づき地方自治体によりさらに厳しく規制されていることがある。

- － 上乗せ基準：
法律の規制値よりも厳しい基準を課すもの
- － 横だし基準：
法律の規制対象にはない物質や施設についても、類似の規制を課すこと

組織が該当する都道府県及び市町村の条例を参照してください。

詳細内容は洋々亭自治体Web例規集より

(<http://www.hi-ho.ne.jp/tomita/reikidb/reikilink.htm>)

環境保全 にアクセスすると調べることができます。

また、兵庫県のホームページ、神戸市のホームページからも参照出来ます。

その他の要求事項

- 地方自治体と合意した協定
- 顧客との合意
- 規制以外の指針
- 自発的な環境ラベル又はプロダクトステewardシップ(製品製造時の安全性情報の開示)
- 業界団体の要求事項
- 近隣住民又はNGOとの合意
- 上部組織(グループ)の要求事項
- 法人組織としての要求事項

ISO14001:2004年版の付属書では、組織が同意するその他の要求事項を上記のように解説しています。

参考にできる文献:

環境六法 中央法規出版 環境庁環境法令研究会編集
新よく分かるISO環境法 改訂第2版 ダイヤモンド社 鈴木敏央著
ISO環境法クイックガイド2009 第一法規 ISO環境法研究会編
日経エコロジー各号「よくわかる環境法」
自治体例規集

中国における環境関連法

- － 環境総合法に含まれる主な法律：
 - ・ 環境保護法
 - ・ クリーナープロダクション法（リサイクル法）
 - ・ 循環経済法
 - ・ 循環型社会法
- － 汚染防止法に含まれる主な法律：
 - ・ 大気汚染防止法
 - ・ 水質汚染防止法
 - ・ 騒音汚染防止法
 - ・ 海洋汚染防止法
 - ・ 放射性汚染防止法
 - ・ 固体廃棄物汚染防止法
- － 資源と生態保護法に含まれる主な法律：
 - ・ 土地保護法
 - ・ 草原保護法
 - ・ 森林保護法
 - ・ 自然保護区法
 - ・ 野生動植物保護法
 - ・ 遺伝資源保護法
 - ・ 鉱山資源保護法
 - ・ 砂漠化防止法
 - ・ 海岸地域および島保護法
- － 製品に関する規制
 - ・ 新化学物質環境管理弁法（中国版RoHS）
 - ・ MSDS:「化学品安全技術説明書」
 - ・ ラベル:「GHSに基づく化学品標識規範」
 - ・ 警告:「常用危険化学品の分類及び標識」